

◎新潟県告示第434号

河川法（昭和39年法律167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和2年4月3日

新潟県魚沼地域振興局長

- 1 河川の名称  
一級河川信濃川水系西又川
- 2 河川管理施設の名称または種類  
西又川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
魚沼市堀之内字下夕島4349番14地先から同市堀之内字品袋170番5地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所  
名称 道路管理者 魚沼市長 佐藤 雅一  
住所 魚沼市小出島130番地1
- 5 管理の内容  
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
(2) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
令和2年3月3日から道路の存続する日まで